

懲戒処分について

北海道教育委員会
令和7年(2025年)12月4日付
担当 総務政策局 総務課 職員公務管理係 内線35-208

番号	被処分者	処分内容	事案の概要
1	上川管内 小学校 教諭 (男性・37歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和7年4月、児童の個人情報を保存したSDカードを校長の許可を得ずに所定の場所から持ち出し、紛失した。
2	釧路市 中学校 教諭 (男性・51歳)	戒告	令和7年6月、生徒の個人情報を保存したUSBフラッシュメモリを校長の許可を得ずに所定の場所から持ち出し、紛失した。
3	遠別町 高等学校 教諭 (男性・23歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和7年8月9日(土)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速109キロメートルで走行し、法定速度違反で検挙された。
4	旭川市 小学校 教諭 (男性・47歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和7年6月28日(土)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速102キロメートルで走行し、法定速度違反で検挙された。
5	北見市 中学校 教諭 (男性・38歳)	減給1か月 〔給料の10分の1〕	令和7年5月5日(月)、自家用車を運転中、法定速度時速60キロメートルのところを時速101キロメートルで走行し、法定速度違反で検挙された。